

尾張旭市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するための必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。
- (2) 表示証 消防団活動に協力している事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に、尾張旭市消防団協力事業所表示認定申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

- 2 消防団長又は自治会長その他の消防団活動を支援する者は、表示証を交付すべき事業所等について市長に尾張旭市消防団協力事業所表示認定推薦書（第2号様式）により推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請及び推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしていること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しており、市長が特に優良と認める事業所等であること。

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所等は除く。）に表示証（第3号様式）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、交付された表示証を、事業所等の見やすい場所に表示することができるものとする。

2 協力事業所は、表示証の交付を受けていることをパンフレット、チラシ、ポスター、看板又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）で知らせる場合は、第3号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、尾張旭市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第4号様式）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示の有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は相手方に対し、当該認定の取消しの理由を尾張旭市消防団協力事業所表示認定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第 1 1 条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第 1 2 条 市長は、協力事業所の協力内容等が顕著と認められるときは、当該協力事業所を尾張旭市消防表彰規則（平成 1 3 年規則第 2 1 号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

第 1 3 条 この要綱に関する事務は、消防本部消防総務課において所掌する。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。